

第三十四回国会 建設委員会 議 録 第十六号

昭和三十一年四月八日(金曜日)

午前十一時五十五分開議

出席委員

委員長 羽田武副郎君

理事 山 中 好雄君 理事 中島 巖君

理事 山 中 吾郎君 理事 塚本 三郎君

大久保武雄君 島村 一郎君

砂原 格君 橋本 正之君

服部 安司君 廣瀬 正雄君

堀内 一雄君 保岡 武久君

岡本 隆一君 今村 等君

出席國務大臣

建設大臣 村上 勇君

出席政府委員

建設技官 佐藤 寛政君

(道路局長)

委員外の出席者

建設事務官 前田 光嘉君

(道路局長)

専門員 山口 乾治君

四月四日

委員兒玉末男君辭任につき、その補

欠として中嶋英夫君が議長の名で委

員に選任された。

同月六日

委員中嶋英夫君辭任につき、その補

欠として兒玉末男君が議長の名で委

員に選任された。

同月七日

委員岡本隆一君辭任につき、その補

欠として河野正君が議長の名で委

員に選任された。

同月八日

委員松澤雄藏君及び河野正君辭任に

つき、その補欠として保岡武久君及

び岡本隆一君が議長の名で委員に

選任された。

同日

委員保岡武久君辭任につき、その補

欠として松澤雄藏君が議長の名で委

員に選任された。

四月二日

日本道路公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一一六号)

公共工事の前払金保証事業に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第一一七号)(予)

同月七日

中央自動車道予定路線を定める法律

の早期制定に関する請願(松平忠久

君紹介)(第一九八六号)

中央自動車道東京、小牧間の予定路

線を定める法律制定促進に関する請

願(細田義安君紹介)(第二二二六号)

同(中村高一君紹介)(第二二二〇号)

江東区深川越中島に三菱セメント工

場建設反対に関する請願(天野公義

君紹介)(第二一三八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本道路公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一一六号)

公共工事の前払金保証事業に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第一一七号)(予)

○羽田委員長 これより会議を開きま

す。まず、去る四月二日付託になりまし

た内閣提出日本道路公団法の一部を改

正する法律案を議題とし、提案理由の

説明を聴取いたします。

村上建設大臣。

日本道路公団法の一部を改正する

法律案

日本道路公団法の一部を改正す

る法律

日本道路公団法(昭和三十一年法

律第六号)の一部を次のように改正

する。

第八条中「六人」を「八人」に改め

る。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

理 由

日本道路公団の業務の増大に伴

い、当該業務の円滑な遂行を図るた

めに理事の定数を二名増加する必要

がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

立されて以来有料道路の整備に努めて

参っており、名神高速道路の建設にあ

たりまして、現地に於ける事務の処

理能力を強化し、用地取得の交渉、工

事実施の指導等、現地に於ける事務を

円滑に行なわせるため、従来から六名

の理事のうち二名ないし三名を本社か

ら派遣している状況でありました。

しかしながら、最近における名神高速

道路の建設工事の本格化、その他事

業の拡大に伴い、理事二名ないし三名

を、所要の現場に常駐させる必要が生

じて参りましたので、新たに二名の理

事を増加して、公団の業務遂行に万全

を期したいと考えるのであります。こ

のため、日本道路公団法の一部を改正

して、理事の定数を六人以内から八人

以内に改めようとするものでありま

す。

以上がこの法律案を提案いたしました

理由であります。何とぞ慎重御審

議の上、すみやかに御可決あらんこと

をお願いいたします。

○羽田委員長 続きまして、去る四月

二日予備付託になりました内閣提出、

公共工事の前払金保証事業に関する法

律の一部を改正する法律案を議題と

し、提案理由の説明を聴取いたしま

す。

村上建設大臣。

公共工事の前払金保証事業に関する

る法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関

する法律の一部を改正する法律

公共工事の前払金保証事業に関する

法律(昭和二十七年法律第八十

四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前払金の保証」の

下に「これに関連して行なう第十三

条の二第一項の規定による支払を含

む」を加え、同条に次の「二項を加

える。

5 この法律において「保証契約」と

は、前払金の保証(これに関連して

行なう第十三条の二第一項の規定

による支払を含む)に関する契約

をいう。

第四条第三項中「前払金の保証

に関する契約(以下「保証契約」と

いう。)」を「保証契約」に改める。

第十三条の次に次の一条を加え

る。

(工事完成保証人に対する支払)

第十三条の二 保証契約に係る公共

工事の請負者がその責に帰すべき

事由に因り債務を履行しないため

に発注者がその請負契約を解除で

きる場合において、その解除をし

ないで工事完成保証人(保証契約

に係る公共工事の請負者がその請

負債務を履行しない場合におい

て、請負者に代わつて自らその工

事を完成することを発注者に対し

て約する者をいう。以下本条中同

じにその工事を完成することを

請求するとともに、その旨を保証

するものとす。

第一類第十二号 建設委員会議録第十六号 昭和三十一年四月八日

案を提出する理由である。

事業会社に通知し、工事完成保証人がこれを完成したときは、保証事業会社は、保証約款で定めるところにより、発注者がその解除をしたとするならば支払を請求することができた保証金に相当する額を限度として、工事完成保証人が請負者に求償することができ金額を工事完成保証人に対して支払うことができる。

2 保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、前項に規定する支払の額を予定することができる。

第十七条第三項中「保証債務を」を「保証債務第十三条の二第一項の規定による支払を含む。以下本条中同じ。」に改める。

第十八条第一項中「発注者の同意」を「発注者第十三条の二第一項の規定による支払に関する事項が保証約款に定められている場合においては、工事完成保証人を含む。以下本条中同じ。」の同意に改める。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 理由

公共工事における工事完成保証人が保証債務を履行して公共工事を完成した場合に、工事完成保証人が請負者に求償しうる金額を保証金相当額を限度として保証事業会社が支払うことができることとし、工事完成保証人の債務履行を容易ならしめ、もつて公共工事の適正な施工を確保する必要がある。これが、この法律

なっております。

しかしながら、現在の前金払いのなされていく公共工事の請負契約の実情を見ますと、保証事業会社の前金金の保証がなされていくことのほかに、請負者がその債務を履行しないときに請負者にかわつてみずからその工事を完成することを約する工事完成保証人が立てられる場合があるのであります。この場合、もとより発注者は請負者が債務の履行をしないときは、請負契約を解除して保証事業会社から保証金の支払いを受けることができるのであります。また契約を解除しないで工事完成保証人に履行の請求をすることもできるのであります。もし、工事完成保証人が発注者の履行の請求に応じて工事を完成しますと、その結果として、保証事業会社は、工事完成保証人の負担において発注者に対する保証金の支払いを免れることとなるのであります。

よつて、この場合、保証事業会社は、支払を免れた保証金相当額を限度として、工事完成保証人が請負者に対して求償することができ金額を、工事完成保証人に対して支払うことができるものといたしました。

なお、この場合の支払いの額については、なるべく早期に予定しておく実上の必要が予想されますので、保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、その額をあらかじめ定めることができるものとしております。

以上が、公共工事の前金金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

であります。

○羽田委員長 日本道路公団法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。

山中吾郎君。

○山中(吾)委員 理事の二名増員について、理事の性格を私、先にお聞きいたしておきたいと思ひます。

一般の常識では、理事というのは理事会を構成して、その団体の執行機関という立場をとつておる場合が常識なのであります。そういう場合について、大体理事会の構成というのは現行法の六名、あるいは五名、六名が非常に妥当な数である。それを八名、九名と、便宜に理事会構成を上げるといふようなことは、これはもし理事会構成をして執行機関的役割をしておるのであつたらば、人数がふえればふえるほど、この合議体というものが統一がとれないので、不適当だ。もし、そういう性格を前提として運営されておるといふようなことは、六名を八名にするといふようなことは、まことに便宜主義であり、道路公団の運営という立場からいってもかえつて能率が下がる。私はそういうふうにおもうので、この公団法における理事の法的性格を御説明願ひたい。

○村上国務大臣 一般の会社あるいは公団等におきましても、すべてその理事会で運営いたしておるのであります。従つて、御指摘のように、六人もあれば、大体の事業会社、金融関係の公団等におきましては、それで間に合つていくはずであります。しかし、こ

の道路公団の場合は御承知のように、いよいよ本格的な名神道路あるいはその他の有料道路の建設期に入るのでありまして、どうしてもある区分を切つて、ある区間には用地の問題、あるいは工事の技術的な問題、あるいは施工の問題等について、重役級の人をどうしても現地に派遣して責任を持つてもらう必要があると思ひます。そういうような関係から、少なくとも三名ないし四名くらいは理事が、それぞれその区間の担当重役としての責任を果たしていくといふことに相なりますので、今回二名の増員をいたしておるのであります。御承知のように、総裁の代行は副総裁がやりますが、もし副総裁が病氣とか、あるいは何かといふ場合には、その理事の中からこれを代行していくといふこともいたしますし、またそれぞれの現場関係にその理事を担当事者として配置し、本社におきましても理事を配置しますと、どうしても今の六名では手不足でありまして、今後いよいよ非常に建設が盛んになることから考えまして、私も実はどうして二名の追加が必要である、かように考えまして、本案を御審議願つておる次第であります。

○山中(吾)委員 お話によりますと、事業量がふえるに従つて理事の数が必要であるという性格のもののように御説明だと思ひますが、間違ひございませんか。

○村上国務大臣 もちろんそれもありませんが、その事業の性格が、ただ本社の机の上で支配していくといふことが不適当でありまして、いろいろな複雑な関係がありますので、どうしても本社を代行する、会社で申しますならば重

役級の者が現地において、そうしてそれそれある場合は本社に相談なく、その重役の事後承認でいろいろ決裁していかねばならぬ場合が事業遂行上生じて参ります。そういう際に、普通の職員でありまして、一々本社へ行つて、理事会なり担当理事に相談してくるというようなことでは、生きた現場を預かつている者として非常に不便が多いのであります。そのためどうしても、こういう建設事業、しかも非常に——ただ請負会社なら別ですけども、用地その他の非常にめんどろな問題を、現地でできばきと解決していくためには、どうしても現地にそういう責任者を置くことが、事業遂行上最も便利だということでありまして、でありますから、今、名神国道でありますから、この程度の理事であれば——将来事業が相当ふえても、一方が片づいてきますから、今後また十人にするとかあるいは十一人にするとかいうふうなことは、絶対に考えられません。これだけあれば、どうにか今の計画を遂行するには十分間に合います。しかし、これがなければ非常に不便で、支障を来たすようなことがあり得るんじゃないか。こういうような意味で、実は二名の増員をお願いしておる次第であります。

○山中(五)委員 大体わかりました、理事が執行機関として理事会を構成して、内閣のように組織をしてやっていると運営ならば、必要に迫ると多くするとかいうふうなことに付いては、私は反対なんです。むしろ五名とか七名とか適当なる数がありますから……、そうでなくて、今のお話のように、一つの代表権を持つておる者で

ないと、遠隔の地に大きい事業をする場合には、自分の裁量に基づいて決裁ができない。そういう意味においてならば、事業の状態において、私は二名と言わず、三名の必要なきもあろう。たとえば九州に新しく有料道路の事業が始まるとか、東北に始めれば、それはそこ代表権を持った理事が必要なので、そういうのが東京都の遠隔地に三、四カ所あれば、一人ずつ理事が必要とすれば、三名、四名必要になるんじゃないか。それから逆に、名神道路が完成したならば現場がなくなってくるから、その理事は要らないということになるので、今のお話の八名が適当である、五名が適当であるという性格の理事ではないと思う。

そこで、理事の性格というものを、はつきりしていただく、あるいはこの理事の性格に基づいて法案の立て方の中に理事若干名とするのが正しいのであると思ひますし、それから、理事が執行機関として適当な数とするならば、何名とはつきりして、そうして運営上最も能率の上がある数を法定すべきである。そういうふうにするのでありまして、その辺の公団の理事の権限、性格というものを明確に認識をされて、今度の法案を出す場合においても御説明願わなければならぬ。これ以上北海道、東北に大きい、十年がかりのような有料道路の事業を開始しても、もう八名以上は要らないという御説明でしたら、その速記録によつてまた私が質疑をいたしますと、大臣は別な矛盾した説明をしなければならぬんじゃないかと思うのですが、その辺、念を入れてお聞きしておきます。

○村上国務大臣 全く御指摘の点は、私の言葉がちょっと足りなかったものであります。実は今の段階では日本道路公団の使える金というものが、この三年や四年は大体先が読まれるのでありますから、よし九州に始めても、九州のそこへ重役を常駐しなければならぬというほどの大事業は、私としては考えられないので、八名以内であれば十分運営ができる。理事の次長でおられる名神をやつておるうちに相当訓練されて、次の出張所に行つても、理事がいなくても相当そこで指図ができるようになります。そういうことで、今は私から言えば、あの名神に二人も三人も理事を置くというよりは、ぜいたくというのでなくて、少しくかと思ひます。しかし、生まれたばかりでありますので、みんながまだなれてないので、三人を区分を切つてやつておりますが、もしも、ほんとうに職員もすべてが熟練してしまえば、これはもう全部に一人の重役でけっこうだと思ひます。でありますから、今三人行つたものの一人は、北海道なり、あるいはどこなりというところに分けていけると思ひます。がしかし、私が今絶対に八名以上も将来要らないのだというようになことを申しましたのは、私の舌のちよつと足りないところでありまして、これは訂正いたします。私は現在では、ここ当分は八名以内であれば十分間に合ふ、かように思つておりますので、御了承のほどを願ひます。

○山中(五)委員 大体了解をいたしました。具体的人事とは無関係に、道路公団の理事として現状において二名必要であるということは大体わかりました。しかし、事業量が少なくなれば、

また減らすべき理事の性格も御確認願うべきである、こういうことです。それから、この法案と具体的に閣内閣関係があるかないかは別ですが、きょうの読売新聞を見ますと、岸総裁再任、それから上村健太郎氏が副総裁、それから新理事に佐藤道路局長を内定したという発表があります。そうして、しかも閣議を経て書いておられるのです、この点について私はいろいろの疑問があるのです。ほかの委員の方々の顔をしてお見しますと、その具体的人事についてお聞きしなければならぬものがあるのですが、来週の水曜日にお聞きいたしますから、その点、大臣おいでになつてわれわれの納得する御答弁を願ひたい。よろしいですか。

○村上国務大臣 けさの新聞を見て、どこで漏れたか、私、意外に思つております。さすがに新聞記者諸君の探訪のうまいのに驚いた次第です。あつちこつちで三人ほど聞けばわかるのではないかと思ひますが、実は総裁と副総裁はけさ新聞に出ておりましたように——これは漏れて遺憾でありますけれども、新聞の方が上手だといふのでございましょう。絶対に私から漏れておらないことは、はつきり申し上げられると思ひますが、今朝の閣議におきまして、これは了解事項でありますから、私から閣議に了解を求めまして、岸総裁再任、上村健太郎君を副総裁に新任といふことを十六日の発令で御了承願ひたいといふことを申し上げました。閣議で了承していただいたのであります。それから理事につきましても、まだ、だれがどういふふうになるか、具体的なものは一つもきまつてお

りません。まだ任期がありますので、追つてきまると思ひますが、まだ何も決定いたしてありません。

○山中(五)委員 その点について、公団法を見ますと、建設大臣の任命にとあつて、閣議の議を経るとか、閣議に干渉されるようなものは少しも法律にないわけですか。ことに公団というものは、建設大臣の厳重な監督によらなければならぬ。今でも予算、事業の関係についていろいろ非難がある。そういう場合に、建設大臣みずからの任命権、監督権を縮めるような態度は、私は賛成できないのです。閣議を経てということの中に、建設省の外郭団体と考えられる公団に対しては、何か權威がなくなつていっているのではないか。名前が総裁であつて、岸総裁と間違えるような名前、副総裁を見ると村上建設大臣の反対の上村、これまた間違つてくる。建設大臣よりも上に見える、そういう名前を副総裁にして、建設大臣がみずからの主体性を持って任命することができないような新聞の発表の中に、公団の行政に大きな欠陥があるのではないか。しかも、今日提案の責任者の道路局長が目の前に出ていくのだというふうな発表になつていふし、私は上村さんという人を知りませんが、新聞を見ますと防衛庁関係とか、道路行政その他に關係のない人である。そういう人を副総裁に持つてきて、専門家を軽視しているのではないか。それなら、こういう大きい事業をやるのだから、むしろ道路局長を副総裁にした方が専門的でいいと私は思うが、そういうことの中に、建設大臣の自主的な任命権というものをみずから輕視している、と新聞の記事

を通じて思う。こういう人事をからんでこの法案なら、私は簡単に賛成できないものがある。その点において、あの新聞の記事というものをないものとして了解をして、私はきょうはこの法案について質疑を打ち切っておきます。

○羽田委員長 塚本三郎君。

○塚本委員 大体、山中委員から、申し上げたいことを言われたので、簡単にお聞きしたいと思います。

ただいまの理事の問題でありますけれども、理事を任命せられるにあつての基本的な考え方。今度任命なさる理事はどういう仕事の必要性から任命なさるか。最も適任の方を充てるのが当然であろうというふうに考えるわけですが、その点を具体的に説明して下さい。

○村上国務大臣 お答えいたします。

もとより、これは道路建設の会社でありますから、やはり第一番に考えなければならぬことは、技術の優秀な者であつて、そしてこの道路事業について深い経験と、理論的にもよく、今日の道路でありますから、はつきり把握し得る者。それから、ただ技術だけでなく、また相当大きな金を扱いますから、経理のすぐれた者である。こういうような点を重点に置いて考えていかなければならないと思つております。

○塚本委員 きょうの委員会はまことに奇妙な委員会でございます。私、この問題を出される場合には、もちろん道路の問題でございますけれども、やはり人事のことがからんで参りますから、官房長が中心になつてなければならぬ。ところが、道路局長が

おいでになつて、そして公団の理事をふやす、こういうことである。またけさ、先ほど山中委員からの説明のように、はつきりと後任人事のことが、佐藤局長の名前が載り、さらにまた、後任の局長の名前まで発表せられておるということになりますと、あまりにも国会の権威を輕視した形になるのみならず、役人のすべての計画通りに、国会の力がどうあるかと、あるいは国民の力がどうあるかと、しよせんは政党といふものはあとからそれに追いつけていくだけのことである。そういうことになれば、野党はともかく、与党の権威といふものも、私は重大なものになつてくるのではなからうかと思う。特に問題になりますのは、そういう形で出て参りますのは実にまずかつたと思つてあります。

を、どこかへ養老院のような形ではめ込むためにふやす、こういうふうな筆法。また、特に新聞等ではそういうことが言われるのじやなからうか。この点とは大へん——佐藤局長個人とは違つた意味から、その点私たちは心配しなければならぬと思つてあります。この点、特に法律がまだよくきよう上程されたというにかかわらず、すでにそれをきめるべき担当の建設省が内定をし、しかもそこへ入るべき人がこの法律を持つて出てくる。こんな形を連想させるわけですね。私、事情はよくわかつておりますから、追及は申し上げませんが、この点、十分今後とも慎重に検討していただかなければ、一体、理事といふのはどういふ者を出すのだというふうなことを追及された場合に、今度の二人の理事はこの仕事とこの仕

事に必要である、だからこそ、この人といふことを事業の性質上したのだといふことを明確に何らかの形で打ち出しておかないと、これは私たちも説明するのに困ると思つております。この点の大臣のお考えだけを承つて、私の質問を終わります。

○村上国務大臣 先ほど山中委員にお答えいたしましたように、正副総裁については本日内定いたしました。したが、しかし理事については、まだ、だれをどうするといふことは全くはつきりしておりません。従つて、正副総裁が十六日に正式に任命されるはずでありますから、その上で正副総裁が選考して私の方へ持つてくると思つております。そういうふうなことでありますので、理事についてはいろいろと憶測はあるようでありませんが、まだ私は何も承つておりません。でありますから、その点は一つ御了承願ひます。

○塚本委員 建設省はそれは全然関係ないと言われますから、了解いたしておきます。しかし、すでに発表されてしまつて、違つた人事が出てくればこれは問題ございませぬけれども、同じ人事が発表されるようなことになりますと、これは困りますから、われわれでも地方へ帰つたら、きつと言われたいと思つております。そういうとき説明のつくようなはつきりした態度だけはとつておいていただきたい。こういうことをお願い申し上げます。

○羽田委員長 この際、お諮りいたします。本案に対する質疑は、これにて終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議なきものと認

め、さように決します。

○羽田委員長 これより本案の討論に入るわけでありましたが、討論の通告がありませんので、討論を行なわず、直ちに採決を行ないます。

日本道路公団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、ただいまの議決に伴う報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議なきものと認め、さように決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

〔参照〕

日本道路公団法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一六号）に関する報告書  
〔別冊付録に掲載〕